

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
1320010	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト	地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)において規定されている。		<p>始めに、滞納者は税を始めた給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意図は長期間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ術」の意識が強まっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手続は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権は】</p> <p>①強制徴収公債権、住民税、法人住民税、入居料、間接資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権、水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿及びみどり手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分二刀流手法を明文化</p>	税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。	E	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)において、強制徴収とは裁判上の手続きのみならず、地方自治法を所管する総務省の回答をご確認ください。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	環境省として、回収が滞っている原因も取組を法的回収に基づき実施した結果、特区改正を要請したものであり、関係府庁と調整の上具体的な取組の進捗を伺います。以下、滞納者への意見のとおり	E	し尿の処理については、市町村の固有事務であり、その手数料に係る事務については地方自治法に基づき行われていたが、地方自治法を所管する総務省の回答をご確認ください。							総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	
1320020	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくなるための施策(天敵特区)	農林水産省・環境省告示第1号(平成15年5月4日)(一)	天敵は使用場所と同一の都道府県内(圃場の場合は当該圃場内)において採取されたものであれば、農業取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定天敵として認められている(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第1号)。さらに、他の都道府県(圃場の場合は当該圃場内)において当該天敵が使用されることについて、当該天敵の増殖は行われないう指導している。		農業取締法で規定される特定農業の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取された人工的に増殖されたものを高知県内にて無償で配布利用する場合は、特定農業として取り扱ってほしい。	高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの栽培面積の10%に達している(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で販売されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農業として扱われ、農業取締法の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本では農業取締法で規定されている土着天敵の天敵資材を確保するために、農家に無償で提供し、天敵増殖を促進し、土着天敵の天敵資材を確保し、防除に必要な個体数を確保できる。農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として認めてほしいことが本事業の目的である。高知県における生物多様性の出願は都道府県で第一(農業要覧2008)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際に栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながる、環境保全型農業を推進するモデル的事業となる。	B-1	天敵特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確保に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農業として使用することを認めることとする。	貴省からの回答によれば、「調査の結果完全性が確認できれば、所要の対応について検討する。」とあるが、安全性の確認方法や天敵の調査及び天敵増殖に課せられる負担について具体的に示されたい。また、高知県内の特定地域をモデル地区(天敵特区)として、増殖させた土着天敵の天敵資材を確保し、防除に必要な個体数を確保できる。農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として認めてほしいことが本事業の目的である。高知県における生物多様性の出願は都道府県で第一(農業要覧2008)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際に栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながる、環境保全型農業を推進するモデル的事業となる。	B-1	増殖させた土着天敵が他の都道府県で配布・使用された場合、生態系に影響が懸念される。従って当該天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確保に担保した上で全国的に使用を認めることと内容を天敵に関する解説通知を発生する方向で検討する。						農林水産省 環境省			
1320030	自然公園法第2種特別地域の建築行為の緩和	自然公園法第9条、第13条 自然公園法施行令第11条等	自然公園法第13条に、国立公園の特別地域内において、「工作物の新築、増設、改築」、「土地の形状変更」など各種行為を禁止し、環境大臣の許可を得た場合のみ出来ることとしている。また、適用除外として、公園事業の執行として行う行為があるが、この場合は、同法第9条第3項の環境大臣の認可を要する。公園事業の場合は、「公園事業取扱要領」の執行の認可又は同意の基準」及び「管理計画(公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項)に基づき、保護・利用上の効果、保護・利用上支障がないこと」を要する。なお、分譲ホテルについては、施行規則第11条4項に法第13条第3項第1号等に係る場合の基準が定められており、現在自然公園法施行令第11条第1項に「電力発電施設の増設、改築又は増築」とし審査基準の明確化を図ったところである。	本事業計画地の一つである中島大車地区は国立公園の第2種特別地域にある。公園内宿舎事業でホテルにする目的で出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設、又福祉高齢者のライフスタイルでの受け入れる高齢者専用賃貸住宅(診療室付)の建設が可能となる様に建築行為の緩和をお願いするものである。	今回応募提案する事業の内容は、これまでの松山市の観光推進政策に加え新しく広域合併された松山市・庄原市・田中島の①山五明地区・②北条大浦地区・③中島大車地区の地域に、郊外の地域の観光・レクリエーション事業の振興と農山村地域の集落での地産地消の掛けであり、中心サービス施設となる(仮)観光・コンドミニアムホテル・サービスと老人福祉の特定高齢者専用賃貸住宅をコンドミニアムホテルに併せて開発するものである。3地域を中間にあり温泉道・奥湯温泉を中心に建群温泉の再整備を行い「温泉のラインアップ」を創出し、海上には既設のルートに加え、堰江津・北条大浦津・中島長脚津を結ぶ海路ラインアップ)として新しいネットワークを構築するものである。3地域の計画地内、中島大車地区のみ瀬戸内海国立公園の第2種特別地域であり、建築行為の緩和が求められる。また出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設事業等が可能となる様にお願いするものである。	C	当該地区は、瀬戸内海の高島島景観と一体となった良好な自然環境の保全の観点から第2種特別地域に指定されており、これらの保全の観点から規制の緩和は出来ないと考えている。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	お問い合わせの「制度の現状」並びに「提案に対する回答」が御座います。ご質問事項について、本施設は自然公園法第13条第1項に該当する建物(工作物を新築)を両法施行規則第11条第1項の基準に定める範囲内の施設建設するものである。第2種特別地域内での分譲ホテル(別荘・コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を維持するかどうか再度お問い合わせください。	C	お問い合わせの「制度の現状」並びに「提案に対する回答」が御座います。ご質問事項について、本施設は自然公園法第13条第1項に該当する建物(工作物を新築)を両法施行規則第11条第1項の基準に定める範囲内の施設建設するものである。第2種特別地域内での分譲ホテル(別荘・コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を維持するかどうか再度お問い合わせください。					株式会社 技研サービス	愛媛県	環境省		
1320040	沖縄県におけるFRP材の再生利用	環境省の処理及び再資源に関する法律第9条の8、及び第15条の4の2	再生利用認定制度により、環境大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設設置許可を許可する必要があるない。		廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の対象に「FRP材に含まれる繊維をセメントの原料として使用する場合(一般廃棄物、産業廃棄物)」を追加し、沖縄県内FRP材の再生利用は可能となる様に規制改革を要望	FRP材については、処理責任を有する地方自治体では廃棄処分できないため、当システムが唯一の全国的な処理ルートとして活用されているところである。しかしながら、沖縄県では、県内にFRP材のリサイクル処理施設が存在しないため、解体したFRP材を山積み状態で処理し、リサイクル処理する必要があることにより、輸送費等の負担が大幅に増加している。このため、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度を活用し、沖縄県内の琉球セメント㈱でFRPのリサイクル処理を実施することにより、沖縄地区のFRPのリサイクルの利用促進及び循環化社会形成の推進を図ることとする。	D	御提案のFRP材については、既に平成15年9月5日環境省告示第95号環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受け特定企業として、FRP処理施設が、再生利用認定制度の対象となることにより、現行法上、当該制度の利用が可能と考えられる。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	お問い合わせの「制度の現状」並びに「提案に対する回答」が御座います。ご質問事項について、本施設は自然公園法第13条第1項に該当する建物(工作物を新築)を両法施行規則第11条第1項の基準に定める範囲内の施設建設するものである。第2種特別地域内での分譲ホテル(別荘・コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を維持するかどうか再度お問い合わせください。	D	お問い合わせの「制度の現状」並びに「提案に対する回答」が御座います。ご質問事項について、本施設は自然公園法第13条第1項に該当する建物(工作物を新築)を両法施行規則第11条第1項の基準に定める範囲内の施設建設するものである。第2種特別地域内での分譲ホテル(別荘・コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を維持するかどうか再度お問い合わせください。				(社)日本骨髄工業会	東京都	環境省		
1320050	自然公園区域における風力発電施設に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第1項	風力発電施設については、従前は審査基準がなく、基準がわかりにくいという指摘を受け、平成16年2月に、「国立・国立公園内における風力発電施設のあり方」に関する基本的考え方(案)として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第1項に「電力発電施設の増設、改築又は増築」とし審査基準の明確化を図ったところである。		国立公園内での風力発電施設設置については、風車の設置が周辺の風況・景観と調和すると認められる場合(山景観に設置する場合を除く)は、自然公園法の風況景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として、地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10倍に増やすことである。このため、よい条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C	環境省では、「国立・国立公園における風力発電施設の設置のあり方」に関する基本的考え方及び自然公園法施行規則第11条第1項において、審査基準の明確化を図ったところである。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	今年度から京都議定書第一約束期間が始まっているが、わが国の温室効果ガス排出量の削減は一向に定量的な状況にある。さらに、世界的にはポスト京都議定書の枠組みで大幅な削減が求められている。このような状況において、風力発電を始めとするグリーンエネルギーの導入促進は不可欠であり、風力発電を目的とした施設ではなく、公的使命感をもち施設して、その公益を確保し、導入を促進すべき時期にきていると考えられる。自然公園区域であっても、風車のある風景その土地の自然エネルギーを用いた地球温暖化防止を象徴する風景と見え、国立公園の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国立公園内では兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。	C	お問い合わせの「制度の現状」並びに「提案に対する回答」が御座います。ご質問事項について、本施設は自然公園法第13条第1項に該当する建物(工作物を新築)を両法施行規則第11条第1項の基準に定める範囲内の施設建設するものである。第2種特別地域内での分譲ホテル(別荘・コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を維持するかどうか再度お問い合わせください。					兵庫県	兵庫県	環境省	
1320060	グリーン電力証書が算定できるように温暖化対策法の緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第21条の10 地球温暖化対策の推進に関する法律第5条～第7条 温室効果ガス算定法第11条第1項	対象事業者は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を算定し、報告することとされている。		温暖化対策法においては、温室効果ガス一以上排出する事業者等に対し、温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、その温室効果ガス排出量の算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力(グリーン電力)を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値(環境価値)を分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献した。そして環境価値をCO2削減等に活用できるという制度である。民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増加しているものの、その数は19年度現在、グリーン電力全体の約1%にとどまっている。松山市では、全国平均を大幅に上回る20年時点の少気候特性を有効に活かすため、太陽光発電システムの導入を促進しており、20年時点の発電量は、1.1%と中核1位を誇る。20年4月「松山サンシャインプロジェクト」を策定し、太陽光エネルギーの活用を促し「脱・温暖化」に貢献することを目的としている。そこで、太陽光発電はもとよりグリーン電力のさらなる普及を促すため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、温暖化対策法において、国に報告が義務付けられている温室効果ガス排出量の算定に当たって、CO2を排出しないという価値であるグリーン電力証書の購入量に相当する温室効果ガス排出量の控除を認めるとする。	C	温暖化対策法が排出量算定・報告・公表制度については、全国一律のルールで排出量を算定し、報告・公表する必要があることから、特定地区に独自の算定方法を導入することは困難である。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	特例制度は、どうしても提案の趣旨を表現できないという観点でご検討いただくものであつた。特区にできないものを右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	C	この提案は、特定地区において、独自に算定方法を導入することを目的としたものであり、グリーン電力証書が算定・報告・公表制度を効果的に活用することで、グリーンエネルギーの導入促進の一助とするものである。					1060040	松山市	愛媛県	経済産業省 環境省

